市－5

債権放棄の報告について

（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）

令和２年９月　文化財課

第三回定例会議案　P47「報第 31 号」抜粋

1　埋蔵文化財受託事業収入に係る債権の放棄

（1）　放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
熊本市債権管理条例（平成２８年条例第１２号。以下「条例」という。）第１４条第１項第５号の規定に該当するため	１件	447,704 円

（2）　放棄により利益を受けた者　　埋蔵文化財発掘調査の委託者であって、これに係る費用を完納していないもの

（3）　放棄の時期　　令和２年３月２５日

（概要）

1　相手方　　埋蔵文化財発掘調査の委託者であって、これに係る費用を完納していないもの

2　対象債権　　埋蔵文化財受託事業収入

3　経緯

H19.4～H19.5　埋蔵文化財の発掘調査を実施

H19.6.8　埋蔵文化財の発掘調査に係る費用を請求（納付書発行）

H20.5.14　督促状を発送

H20.5～H30.5　調査費用納入の催告を再三行ったが履行なし

H30.5.14　時効完成

H30.5～R1.11　調査費用納入の催告を再三行ったが履行なし

R2.1.9　債権管理課と事前協議を実施

R2.3.25　債権放棄決裁

4　債権額　　447,704 円

5　債権放棄の理由　債権管理条例第１４条第１項第５号

当該非強制徴収債権について消滅時効が完成しており納付は望めないため。